

群馬県知事選挙

●投票日 7月23日(日) 7:00~20:00 (告示日 7月6日(金))
 ●期日前投票・不在者投票 7月7日(金)~22日(土) 8:30~20:00
 コミュニティセンター1階和室

▶投票できる人

平成17年7月24日以前に生まれた人で令和5年4月5日以前に町に転入手続きをし、引き続き町の住民基本台帳に登録されている人
 ※県内の他市町村に転出した人は、投票所が異なる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

▶投票所入場券

入場券を世帯ごとに発送しました。投票所に持参してください。紛失した場合は運転免許証などを持参してください。

▶第6投票所が変更

第6投票区の投票所は、上中町集落センター(大久保1517)に変更となりました。

▶問い合わせ先 町選挙管理委員会 26-2240(直通)

梅雨の時期です!
 情報の入手方法の確認を

よしおか ほっとメール

登録すると、スマホやパソコンに防災・防犯情報やくらしの情報などが配信されます。

登録はこちら



URL
<https://service.sugumail.com/yoshioka/>

URLを入力または二次元バーコードを読み取ってください。

テレビリモコン 「d」ボタン

データ放送を通じて、気象情報や、町が発信する防災情報などを見ることが出来ます。
 また、群馬テレビのデータ放送では、町からのお知らせなども掲載しています。

問い合わせ先
 総務課 協働安全室
 ☎26-2243(直通)

短期被保険者証
 通常、被保険者証の更新期

令和6年7月末までの自己負担割合および所得区分は同一世帯の被保険者の令和5年度の住民税課税所得により判定されます。

医療費の自己負担割合・自己負担限度額

後期高齢者医療被保険者証(だいたい色)が8月1日から紫色になります。
 8月以降、今までのだいたい色の被保険者証は使用できません。保険室へ返却するか、破棄してください。紫色の新しい被保険者証を7月中に郵送します。

保険証が更新されます
後期高齢者医療制度に関するお知らせ

▼問い合わせ先
 住民課 保険室
 ☎26・2249
 県後期高齢者医療広域連合
 ☎027・256・7171

臓器提供意思表示欄(任意)
 被保険者証裏面に臓器提供意思表示欄があります。提供意思のある人はご記入ください。

間は1年間ですが、保険料の滞納状況により、通常より有効期間の短い被保険者証を交付する場合があります。さらに、特別な理由がないのに納付状況が改善しないときは、医療費がいったん全額負担になる「資格証明書」を交付する場合があります。



自己負担割合、所得区分および自己負担限度額

負担割合	所得区分	自己負担限度額(月額)	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
3割	世帯にいる被保険者の住民税課税所得	【現役並み所得者Ⅲ】 690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 【多数回140,100円】※1
		【現役並み所得者Ⅱ】 380万円以上690万円未満	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 【多数回93,000円】※1
		【現役並み所得者Ⅰ】 145万円以上380万円未満	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【多数回44,400円】※1
2割	【一般Ⅱ】 ①世帯に被保険者が1人 住民税課税所得28万円以上かつ、年金収入+その他の合計所得金額が200万円以上 ②世帯に被保険者が2人以上 住民税課税所得28万円以上かつ、年金収入+その他の合計所得金額が320万円以上	「18,000円」または 「6,000円+(医療費-30,000円)×10%」のうち、いずれか低い金額 (年間上限144,000円)	57,600円 【多数回44,400円】※1
1割	【一般Ⅰ】 上記以外の住民税課税世帯	18,000円 (年間上限144,000円)	
	【低所得者Ⅱ】 世帯の全員が住民税非課税(低所得者Ⅰを除く)		24,600円
	【低所得者Ⅰ】 住民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入80万円以下かつ、その他の所得※2がない	8,000円	15,000円

※1 過去12カ月の間に、外来+入院(世帯)の高額療養費の支給を4回以上受けている場合は、4回目から限度額が下がります。
 ※2 給与所得がある場合は、給与所得から10万円を控除した所得金額

お気軽にご相談ください 人権擁護委員が委嘱されました

7月1日付で、法務大臣から小谷野浩さんが委嘱されました。任期は3年です。
人権擁護委員は、法務局と連携して相談を受け、問題解決のお手伝いをしています。また、関心を持っていただけるよう人権啓発活動に尽力されています。
毎月第2木曜日には、老人福祉センターで人権相談を受けています。お気軽にご相談ください。

よろしくをお願いします 新任 小谷野 浩さん (下野田) 令和5年7月1日付
ありがとうございました 退任 世古 浩貴さん (下野田) 令和5年6月30日付

▶問い合わせ先 介護福祉課 福祉室 ☎26-2246 (直通)

後期高齢者医療制度への加入

後期高齢者医療制度は、原則として75歳以上の方が加入する健康保険制度です。

ただし、障害認定に該当する65歳～74歳の人も、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

加入を希望する場合は、保険室窓口にご相談の上、申請してください。

いったん加入しても、いつでも撤回することができます。ただし、過去にさかのぼっての撤回はできません。

障害認定該当の障害等級

- 国民年金法などの障害年金1・2級
- 身体障害者手帳1～3級、ならびに4級のうち、次のいずれかに該当する人
 - ① 音声、言語機能の著しい障害
 - ② 両下肢の全ての指を欠く
 - ③ 一下肢の下腿2分の1以上を欠く
 - ④ 一下肢の機能の著しい障害
 - ⑤ 両下肢全体の機能障害で、一下肢の機能の著しい障害と同程度
- 精神障害者保健福祉手帳1・2級
- 療育手帳A判定

申請・問い合わせ先
住民課 保険室
☎26-2249 (直通)

後期高齢者医療保険制度 限度額適用認定証など

現在の認定証の有効期限は7月31日です。
限度額適用認定証、限度額適用・標準負担限度額減額認定証を医療機関窓口で提示すると次の表の負担軽減が受けられます。
入院などで支払いが高額になる可能性がある人は、申請手続きをしてください。
ただし、令和4年度に認定証の交付を受け、令和5年度も所得区分が変わらない人には、8月1日～令和6年7月31日に使用できる認定証を被保険者証に同封します。

限度額適用認定証など

所得区分	認定証種別	医療機関窓口で提示すると
現役並み I・II	限度額適用認定証	医療費の窓口負担が自己負担限度額まで抑えられます。
非課税世帯	限度額適用・標準負担限度額減額認定証	医療費の窓口負担が自己負担限度額まで抑えられ、入院時の食事代も減額されます。

▼問い合わせ先
住民課 保険室
☎26-2249
県後期高齢者医療広域連合
☎027-256-7171



均等割額の軽減について 後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて決まる「所得割額」の合計額です。令和5年度の均等割額の軽減制度は次の表のとおりです。

▼問い合わせ先
住民課 保険室
☎26-2249

保険料率

均等割額	45,700円
所得割率	8.89%
賦課限度額	66万円

均等割の軽減

軽減割合	軽減該当条件 (均等割額の軽減は、同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計額で判定します。)
7割軽減	[43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 ※ - 1)]以下
5割軽減	[43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 ※ - 1)] +29万円×(世帯の被保険者数)]以下
2割軽減	[43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 ※ - 1)]以下 +53万5千円×(世帯の被保険者数)]以下

※「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」の部分は年金・給与所得者の数が2以上の場合のみ計算します。年金・給与所得者の数は同一世帯の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかに該当する人の数です。
・給与収入が55万円を超える人(給与収入のうち事業専従者給与を除く)
・前年の12月31日現在65歳未満かつ公的年金等収入額が60万円を超える人
・前年の12月31日現在65歳以上かつ公的年金等収入額が125万円を超える人



2月28日までにマイナンバーカードの申請をした人へ

令和5年2月28日までにマイナンバーカードの申請をした人はマイナポイントを受け取れます。該当する人に対する交付通知書（はがき）の送付は完了しています。

交付通知書が届いている人は、住民課までマイナンバーカードの受け取りに来てください。

交付通知書が届いていない人は、住民課までご連絡・ご確認ください。

※受け取りの際は、交付通知書の他に**本人確認書類**を持参してください。



▲詳しくはこちら

問い合わせ先

- マイナンバーカードについて
- マイナポイントについて

住民課 住民環境室 ☎26-2244(直通)
企画財政課 企画室 ☎26-2241(直通)

人間ドック受診に補助金

健康の保持・増進のため

人間ドックの受診を希望する人へ、申請により補助金を交付しています。

対象となる人間ドックは、日帰り人間ドック、1泊人間ドックおよび脳ドックです。※人間ドックを受診しない人は、町の健診を受けましょう。※町の健診を受けた場合、人間ドックへの補助金を受けることはできません。

▼対象

● **国民健康保険(国保)加入者**

● 受診日現在、1年以上国保の被保険者で、30歳以上の人

● 申請日時点で国保税を完納している人

● 後期高齢者医療保険加入者

受診日現在、町に住所があり、後期高齢者医療保険料を完納している人

▼ **医療機関** ご自身で選定

▼ **助成金額** 2万円

※健診料が2万円以下の場合
は支払った金額まで

▼申請方法

受診後、左記のものを保険室に持参してください。

- 人間ドック健診料の領収書
- 健診結果(一式)
- 通帳など(振込先が分かるもの)の写し

▼受診期間

令和5年4月1日④～

令和6年3月31日④

▼申請期限

令和6年4月1日④

※令和6年3月中に受診した人は、あらかじめ申請期限内に申請し、健診結果通知表は令和6年4月30日④までに追加で持参してください。

※申請期限までに申請がない場合、補助金を受けることはできません。

▼申請問い合わせ先

住民課 保険室

☎26・2249(直通)



まちなの木

7月3日④から受け付け開始

国民年金保険料免除等の申請

保険料が納め忘れの状態
で、万が一、障害や死亡とい
つた不慮の事態が発生すると、
障害基礎年金や遺族基礎年金
が受けられなくなる場合があ
ります。

保険料の納付が困難な場合
には、**保険料免除制度や納付
猶予制度**があります。窓口で
手続きをしてください。申請
書は窓口にあります。

対象期間は令和5年7月分
～令和6年6月分です。

2年1カ月前の月分まで免
除申請が可能です。失業など
により保険料を納付すること
が困難になったものの、申請
を忘れていたために未納期間
がある人は、一度ご相談くだ
さい。

▼相談・問い合わせ先

渋川年金事務所 国民年金課

☎22・1607

住民課 保険室

☎26・2249(直通)

国民年金保険料は納付期限
までに納めましょう

令和5年度分の国民年金保
険料は、月額**16,520円**で
す。

▼納付方法

- 金融機関・郵便局・コンビニで納付
- フレジットカードで納付
- インターネットなどで納付
- □座振替

日本年金機構では、国民年
金保険料を納期限までに納付
しない人に対して、電話、書
面、面談などで早期納付の案
内を行っています。

未納のまま放置された場
合、納付を督促する文書(督促
状)を送付します。指定された
期限までに納付が無い場合
は、延滞金を課すだけでなく、
**納付義務のある人の財産を差
し押さえる**ことがあります。
早めの納付をお願いします。
※納付義務者は被保険者本
人、連帯して納付する義務を
負う配偶者および世帯主で
す。



まちなの花